

紹介手数料払戻し規定

原則

採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に、本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還します。

- (1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 : 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超え 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 : 50%

但し、名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退社等が、実際には採用決定者に対する処遇その他労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合は、受領した紹介手数料の一切を払戻しすることをお断りし、未払の紹介手数料がある場合は、その全額支払をお願いしています。

※求人内容、紹介過程その他入社後の各種状況により、払戻期間、払戻率は上記原則に基づき随時ご相談に応じております。

株式会社ビジョンテック

有料職業紹介許可番号 13-ユ-307441

苦情お問合せに関して

弊社の業務は、全て職業安定法関係法令および通達に基づいて運営されます。

お手数ではございますが、

ご不審な点がございましたら下記までお問合せください。

株式会社ビジョンテック

info@visiontech.co.jp